

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	国保情報集約システム管理ファイル
行政機関等の名称	つがる市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	<p>1 資格継続業務を行うため</p> <p>(ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。</p> <p>(イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。</p> <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務を行うため</p> <p>(ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。</p> <p>3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため</p> <p>(ア) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。</p>
記録項目	<p>○都道府県被験者 ID 管理</p> <p>1. 都道府県被験者 ID、2. 履歴番号、3. 個人番号、4. 有効フラグ</p> <p>○市町村被験者 ID 管理</p> <p>5. 市町村被験者 ID、6. 履歴番号、7. 市町村被験者番号、8. 有効フラグ、9. 市町村個人管理番号</p> <p>○資格世帯管理 (既出項目を除く。)</p> <p>10. 市町村世帯管理番号、11. 被験者記号・番号、12. 世帯番号、13. 行政区被験者番号、14. 市町村合併・旧番号情報、15. 市町村被験者変更日、16. 番号有効日 17. 世帯主氏名 (漢字)、18. 世帯主氏名 (カナ)、19. 文字数・未登録外字、20. 郵便番号、21. 住所、22. 電話番号、23. 地区統計コード、24. 行政区コード、25. 世帯区分</p> <p>○世帯異動管理 (既出項目を除く。)</p> <p>26. 異動届出日、27. 異動年月日、28. 異動事由、29. 国保適用開始届出日、30. 国保開始適用年月日、31. 国保適用開始事由、32. 国保適用終了届出日、33. 国保適用終了年月日、34. 国保適用終了事由、35. 国保適用変更届出日、36. 国保適用変更年月日、37. 国保適用変更事由、38. 世帯主宛名番号、39. 世帯主区分</p> <p>○資格個人管理 (既出項目を除く。)</p> <p>40. 住基転入前コード、41. 住基転出先コード、42. 住登外フラグ、43. 性別抑止フラグ、44. 送付物抑止フラグ、45. 都道府県点検用番号、46. 枝番、47. 在留資格、48. 在留期限日、49. 資格確認書等発行情報、50. 資格世帯履歴番号、51. 氏名 (カナ)、52. 氏名 (漢字)、53. 通称名、54. 本名通称名区分コード、55. 生年月日、56. 性別、57. 続柄</p> <p>○資格得喪・異動管理 (既出項目を除く。)</p> <p>58. 保険証回収日、59. 保険証回収事由、60. 給付開始年月日、61. 給付</p>

終了年月日、62. 退職本人コード、63. 本人との続柄、64. 学遠該当、65. 施設入所区分、66. 住居地、67. 原爆区分、68. 引継対象被保険者
○被保証、高齢受給者等管理（既出項目を除く。）
69. 証区分、70. 交付年月日、71. 発効期日、72. 一部負担金割合、73. 有効期限
○各種証管理（既出項目を除く。）
74. データ区分、75. 証区分、76. 交付年月日、77. 有効期限、78. 発効期日、79. 回収日、80. 回収事由、81. 限度額適用区分、82. 長期入院該当年月日、83. 自己負担限度額、84. 認定疾病コード、85. 減免等証明
○世帯所得区分管理（既出項目を除く。）
86. 年度、87. 所得区分、88. 高齢所得区分、89. 次期総合システム連携済フラグ、90. 世帯所得区分履歴番号
○国保資格得喪管理（市町村・都道府県）（既出項目を除く。）
91. 引継処理状態管理フラグ、92. 連携フラグ、93. 学遠住特喪失フラグ、94. 市町村内引継資格取得届出日、95. 市町村内引継資格取得年月日、96. 市町村内引継資格取得事由、97. 市町村内引継開始フラグ、98. 市町村内引継資格喪失届出日、99. 市町村内引継資格喪失年月日、100. 市町村内引継資格喪失事由、101. 市町村内引継終了フラグ、102. 引継開始フラグ、103. 引継終了フラグ、104. 引継結果フラグ、105. 転入前未連携フラグ、106. 転入先未連携フラグ、107. 引継処理年月日、108. 取得連携フラグ、109. 喪失連携フラグ
○継続（候補）世帯管理（既出項目を除く。）
110. 継続候補世帯連番、111. 継続世帯状態フラグ、112. 判定補助フラグ、113. 世帯構成員抽出年月日、114. 世帯主変更区分、115. 継続判定対象フラグ、116. 世帯継続判定年月日、117. 世帯継続フラグ、118. 高額該当情報作成済フラグ、119. リスト出力対象フラグ、120. 確定フラグ、121. 最新判定フラグ
○限度額特例対象世帯情報管理（既出項目を除く。）
122. 該当年度、123. 限度額特例対象世帯フラグ、124. 転居、125. 転居月75歳到達時特例対象者フラグ、126. 転居月75歳到達時特例対象者フラグ区分
○同日得喪管理（既出項目を除く。）
127. 処理済フラグ、128. 連携フラグ、129. 同日得喪引継処理対象外フラグ
○高額該当情報管理（既出項目を除く。）
130. 年度、131. 高額連携元区分、132. 高額該当区分、133. 高額連携先区分
○資格世帯管理ワーク（既出項目を除く。）
134. ファイル作成年月日、135. データ行番号、136. ファイル識別情報、137. データ区分
○第三者行為求償情報管理（既出項目を除く。）
138. 求償期間開始年月日、139. 求償期間終了年月日、140. 求償区分、141. 削除区分、142. 求償期間管理番号
○資格個人・加入者情報管理（既出項目を除く。）
143. 加入者情報_自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ、144. 保険者コード、145. 加入者通番、146. レコード識別番号、147. 加入者処理種別コード、148. 更新後個人番号、149. 加入者情報作成済フラグ、150. 中間サーバー登録状況、151. 受付番号、152. 登録依頼日付、153. 削除依頼フラグ、154. 削除理由、155. 自己情報提供不可フラグ、156. 特定健診情報提供に係る本人同意フラグ、157. 特定健診情報提供に係る本人（不）同意取得日、158. 不開示該当フラグ、159. 加入者情報作成済フラグ、160. アクセスグループコード、161. 身分、162. 加入者区分コード、163. 世帯識別番号、

	<p>164.特定疾病療養受療証交付年月日、165.特定疾病療養受療証有効開始年月日、166.特定疾病療養受療証有効終了年月日、167.特定疾病療養受療証認定疾病区分、168.特定疾病療養受療証自己負担限度額、169.特定疾病療養受療証回収年月日、170.メッセージ連番、171.処理結果メッセージ、172.加入者通番、173.加入者情報履歴番号、174.中間サーバー処理年月日、175.中間サーバー処理時刻、176.個人番号誤入力チェック結果コード、177.中間サーバー登録状況、178.確認者ID、179.確認年月日、180.個人番号誤入力備考、181.登録結果送信年月日</p> <p>○中間サーバー未連携等エラー管理（既出項目を除く。）</p> <p>182.エラー内容_中間サーバー未連携、183.データ項目名称_中間サーバー未連携、184.データ項目値_中間サーバー未連携、185.容認情報登録年月日、186.ファイル作成年月日</p> <p>○中間サーバー即時連携情報管理（既出項目を除く。）</p> <p>187.リクエストID、188.ユーザID、189.登録依頼日付、190.連携管理連番、191.自己情報提供不可フラグ(即時連携)、192.不開示該当フラグ(即時連携)、193.資格情報受付状況、194.資格情報受付日付、195.加入者処理種別コード(資格情報)、196.自己情報提供不可フラグ(資格情報)、197.不開示該当フラグ(資格情報)、198.ファイル出力年月日、199.ファイル作成対象フラグ</p>	
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	ADWORLD から抽出するほか世帯主の届け出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	<p>1. 転入地市町村(高額該当回数の引き継ぎ業務)</p> <p>2. 取りまとめ機関(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)</p>	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) つがる市民生部国保年金課	
	(所在地) つがる市木造若緑6 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし
備 考	なし